

山形県青少年健全育成条例

改正
昭和五十四年三月二十六日 条例第十三号
昭和五十八年十二月二十七日 条例第三十六号
平成三年十二月二十日 条例第六十七号
平成七年十二月十九日 条例第五十一号
平成八年三月二十二日 条例第六号
平成八年十月十五日 条例第四十一号
平成十年三月二十四日 条例第十三号
平成十年十月十六日 条例第五十二号
平成十二年三月二十一日 条例第七号
平成十二年七月十八日 条例第五十六号
平成十二年十二月二十二日 条例第八十九号
平成十三年十二月二十一日 条例第七十号
平成十七年七月八日 条例第七十七号
平成十八年三月二十二日 条例第二十四号
平成十九年三月十六日 条例第二十六号
平成十九年十二月二十一日 条例第七十二号
平成二十年十二月十九日 条例第五十八号

昭和五十四年三月二十六日 条例第十三号
昭和五十八年十二月二十七日 条例第三十六号
平成三年十二月二十日 条例第六十七号
平成七年十二月十九日 条例第五十一号
平成八年三月二十二日 条例第六号
平成八年十月十五日 条例第四十一号
平成十年三月二十四日 条例第十三号
平成十年十月十六日 条例第五十二号
平成十二年三月二十一日 条例第七号
平成十二年七月十八日 条例第五十六号
平成十二年十二月二十二日 条例第八十九号
平成十三年十二月二十一日 条例第七十号
平成十七年七月八日 条例第七十七号
平成十八年三月二十二日 条例第二十四号
平成十九年三月十六日 条例第二十六号
平成十九年十二月二十一日 条例第七十二号
平成二十年十二月十九日 条例第五十八号

目次

総則(第一条 第六条の四)
第一章の二 健全育成に関する基本的施策(第六条の五 第六条の九)
第二章 規制措置(第七条 第十八条)
第三章 山形県青少年健全育成審議会(第十九条 第二十四条)
第四章 補則(第二十五条・第二十六条)
第五章 罰則(第二十七条 第二十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(適用上の注意)

この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に制限しないように留意しなければならない。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一) 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

(二) 保護者 親権者、後見人、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の長その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。

(三) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。

(四) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(五) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。

(六) 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他これに類する物品又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)、がん具その他の物品をいう。

(七) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。以下同じ。)をすることなく、販売をすることができる機器をいう。

(八) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面をすることなく、貸付けをすることができ機器をいう。

(ハ) の二 遊技営業等 次のいずれかに該当する営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二十二号)以下「風俗営業適正化法」という。)(第二条第一項に規定する風俗営業を除く。)をいう。
イ 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
ロ 客席を設けて、客に備え付けた書籍若しくは雑誌の閲覧又は備え付けた端末設備によるインターネットの利用をさせる営業で、これらの対価を受けるもの
ハ 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動する遊技機を設置して、客に遊技させる営業

(九) 無店舗型電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第二条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(十) 電話異性紹介営業 風俗営業適正化法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

(十一) 電話異性紹介営業利用カード 電話異性紹介営業に關して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行するカードその他の物品をいう。

するカードその他の物品をいう。
一部改正(平成八年条例四十一号・十年十三号・十三年六十号・十七年七十七号・十八年二十四号)

(基本理念)

第三条の二 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持って、次代の社会の担い手として自立することを旨として行わなければならない。

2 青少年の健全な育成は、すべての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行わなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人格が尊重されるときに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるときに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

削除

削除(平成十二年条例七号)

(県民の責務)

県民は、青少年が健全に育成されるよう自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条の二 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条の三 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。
追加(平成八年条例四十一号)

(青少年の努力)

第六条の九 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。
追加（平成八年条例四十一号）
追加（平成二十年条例五十八号）

第一章の二 健全育成に関する基本的施策

（施策の基本）

第六条の五 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

（施策の大綱）

第六条の六 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 1 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- 2 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- 3 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- 4 家庭における青少年の健全な育成の支援
- 5 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進

前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援（基本計画の策定）

第六条の七 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」といふ。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、基本計画の変更について、準用する。

（県民運動の推進等）

第六条の八 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となった運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（施策の公表）

第六条の九 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第二章 規制措置

（有害興行の指定及び観覧の制限）

第七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- (一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (三) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第一項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、当該指定のあった旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

（有害図書類の指定及び販売等の制限）

第八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。
 - (一) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「性的感情を刺激する姿態等」といふ。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する写真等」といふ。）を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、二十ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの
 - (二) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるもの（以下「性的感情を刺激する場面」といふ。）の時間が合わせて三分を超えるもの
 - (三) 録音テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの（十七歳未満の者のみを対象として、その視聴を不適当としたものを除く。）

3 知事は、前項第三号の規定による団体の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該団体の指定を取り消したときも、同様とする。

4 何人も、第一項の規定により指定された図書類又は第二項各

号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」といふ。）を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないようにしななければならない。

5 図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

一部改正（平成十年条例十三号）
（有害図書類の陳列の制限等）

第八条の二 図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して屋内の常時監視できる一定の場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければならない。

2 図書類の販売又は貸し付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることができぬ旨の表示をしなければならない。

3 知事は、前二項の規定に違反していると認める者に対して、有害図書類の陳列又は前項の表示の方法又は場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

追加（平成十年条例十三号）
（有害広告物に対する措置）

知事は、広告物の内容の全部又は一部が第七条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し、当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害広告物文書の頒布の制限）
第九条の二 何人も、図書類又は特定がん具類（以下「図書類等」といふ。）の宣伝又は広告を目的とする文書で性的感情を刺激する写真等又は次条第二項各号のいずれかに該当する特定がん具類を被写体とした写真を掲載するもの（以下「有害広告物文書」といふ。）を青少年に頒布し、又は青少年をして頒布させてはならない。

2 何人も、有害広告物文書を戸別に頒布し、又は頒布させてはならない。ただし、青少年以外の者を名あてとした封書で頒布する場合又は青少年が現に居住していない住居に頒布する場合は、この限りでない。

3 知事は、前二項の規定に違反している者に対して、当該違反行為の中止を命ずることができる。

追加（平成十年条例十三号）
（有害特定がん具類の指定及び販売等の制限）

第十条 知事は、特定がん具類の形状、構造又は機能が第七条第一項第一号に該当すると認めるとき、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な

特定がん具類として指定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する特定がん具類は、前項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

(一) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(二) 下着の形状をした物品

(三) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

3 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、第一項の規定により指定された特定がん具類又は前項各号のいずれかに該当する特定がん具類（以下「有害特定がん具類」という。）を青少年に所持させ、見せ、又は触れさせないようにしなければならない。

4 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。（図書類等の表示の制限）

第十条の二 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、その営業を行う場合は、容易に通行人等の目に触れる方法で性的感情を刺激する写真等又は性的感情を刺激する場面を表示しないようにしなければならない。

追加（平成十年条例十三号）

（自動販売機等の設置の届出等）

第十条の三 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類等の販売又は貸付けをしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(三) 自動販売機等の設置場所及びその場所の提供者の住所及び氏名並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(四) 次条第一項に規定する自動販売機等管理者の氏名及び住所

(五) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日

(六) 自動販売機等に収納する図書類等の種類

(七) その他規則で定める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該届出書に係る自動販売機等による販売又は貸付けをやめたとき、又は同項各号（同項第二号を除く。）に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項にあつては、自動販売機等の設置場所を除く。）に変更があつたときは、当該販売又は貸付けをやめた日又は当該変更があつた日から十

日以内に、規則で定めるところにより、販売又は貸付けの中止又は変更に係る事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定に違反して販売又は貸付けをしている者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

4 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、第一項の届出書に係る自動販売機等の見やすい箇所に、同項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項を表示しなければならない。

追加（平成十年条例十三号）

（自動販売機等管理者の設置）

第十条の四 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、自動販売機等が設置されている市町村と同一市町村に住所を有する者その他これに相当する程度に近隣に住居を有すると知事が認める者であつて、当該自動販売機等から有害図書類又は有害特定がん具類（以下「有害図書類等」という。）を撤去する権限を、自動販売機等取扱業者から与えられている者でなければならぬ。

3 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等管理者が欠けた自動販売機等で継続して販売又は貸付けをするときは、自動販売機等管理者が欠けた日から十五日以内に新たな自動販売機等管理者を置かなければならない。

4 知事は、前項の規定に違反して販売又は貸付けをしていると認めるときは、自動販売機等取扱業者に対して、当該販売又は貸付けの中止を命ずることができる。

追加（平成十年条例十三号）

（有害図書類等の自動販売機等への収納の制限）

第十一条 自動販売機等取扱業者は、有害図書類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等が有害図書類等になつたときは、当該有害図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

4 知事は、図書類等の販売又は貸付けをする営業に關し、第一項又は第二項の規定に違反した自動販売機等取扱業者に対して、六月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

全部改正（平成十年条例十三号）

（図書類等の自動販売機等の設置場所の制限）

第十一条の二 何人も、第十七条の二第一項に規定する区域内及び都市計画法（昭和四十三年法律第一〇〇号）第九条第一項から第七項までに定める地域内においては、性的感情を刺激する写真等若しくは性的感情を刺激する場面を掲載し、録画し、若しくは記録した図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないようにしなければならない。

追加（平成十年条例十三号）、一部改正（平成十三年条例六十号）（適用除外）

第十一条の三 第十条の三から前条までの規定は、第十七条の五に規定する青少年立入禁止場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

追加（平成十年条例十三号）、一部改正（平成十三年条例六十号）（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）

第十一条の四 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たつては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第七条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選択したインターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 保護者、学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年の有害情報に関する適切な判断力の育成が図られるよう、教育及び啓発に努めなければならない。

（金銭の貸付け等の制限）

第十二条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者は、その営業に關し青少年に金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。以下この項において同じ。）又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。

2 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第二項に規定する質屋は、その営業に關し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。

3 古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第三項に規定する古物商は、その営業に關し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同

意を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。
一部改正（昭和五十八年条例三十六号・平成七年五十一号・十九年二十六号）

（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第十三条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、第一項の行為を教え、又は見せてはならない。

（入れ墨の禁止）

第十三条の二 何人も、医師が医療行為として行う場合その他の正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（深夜外出等の制限）

第十四条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の依頼を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとめてはならない。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止）

第十四条の二 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、その遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

（有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止）
第十五条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (一) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (二) 前号の行為を教え、又は見せる行為
- (三) 暴行又はとばく行為
- (四) 飲酒又は喫煙
- (五) 大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (六) 催眠、鎮痛又は鎮静剤の作用を有する医薬品を不健全に使用する行為

(七) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を不健全に使用する行為

(八) 入れ墨を施す行為

(有害興行等の指定の取消し)

第十六条 知事は、第七条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すものとする。

(有害興行の指定等の告示)

第十七条 知事は、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十条第一項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消しをするときは、その旨を告示するものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

第十七条の二 無店舗型電話異性紹介営業は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するもの（大学を除く。）をいう。）、専修学校（同法第八十二条の二に規定するもの（同法第八十二条の三第一項の高等課程を置くものに限る。）をいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第一八号）第二条第一項に規定するものをいう。）、児童福祉施設、都市公園（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二九〇号）第二条第一項各号に規定するものをいう。）、公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十条に規定するものをいう。）若しくは博物館（博物館法（昭和二十六年法律第一八五号）第二条第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設で多数の青少年が利用するものとして規則で定めるもの敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用の際現に無店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者の当該営業については、当該適用の日から二年間は、適用しない。

追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（平成十二年条例八十九号）、一部改正（旧十七号の三線上（平成十三年条例六十号）

（青少年に対する電話異性紹介営業利用カードの販売等の禁止）

第十七条の三 何人も、青少年に電話異性紹介営業利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（旧十七号の五線上（平成十三年条例六十号）

(電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出)

第十七条の四 電話異性紹介営業利用カードを販売しようとする者は、電話異性紹介営業利用カードの販売所（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機）ごとに、販売を開始しようとする日の十日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (二) 電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称及び所在地（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機の設置場所）
- (三) 電話異性紹介営業利用カードの販売に自動販売機を使用するときは、その旨並びに自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (四) 電話異性紹介営業利用カードの販売を開始しようとする年月日
- 2 前項の届出書を提出した者は、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称に限る。）に変更があつたときは、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめた日又は当該変更があつた日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、販売の中止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。
- 追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（旧十七号の六線上（平成十三年条例六十号）

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称及び所在地（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売にあつては、当該自動販売機の設置場所）

(三) 電話異性紹介営業利用カードの販売に自動販売機を使用するときは、その旨並びに自動販売機の名称、型式及び製造番号

(四) 電話異性紹介営業利用カードの販売を開始しようとする年月日

2 前項の届出書を提出した者は、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめたとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、電話異性紹介営業利用カードの販売所の名称に限る。）に変更があつたときは、当該電話異性紹介営業利用カードの販売をやめた日又は当該変更があつた日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、販売の中止又は変更に係る事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（旧十七号の六線上（平成十三年条例六十号）

(電話異性紹介営業利用カードの自動販売機への収納の制限)

第十七条の五 何人も、風俗営業適正化法第二条第一項に規定する風俗営業（同項第八号に規定する営業を除く。）若しくは同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業又は電話異性紹介営業に係る営業所の屋内（以下「青少年立入禁止場所」という。）以外の場所に設置されている自動販売機に電話異性紹介営業利用カードを収納してはならない。

追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（平成十年条例五十二号）、一部改正（旧十七号の七線上（平成十三年条例六十号）

(電話異性紹介営業に係る広告物の表示の制限等)

第十七条の六 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業につき広告物を表示してはならない。

2 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、電話異性紹介営業の営業所の名称、所在地又は電話番号を記載した文書、図画その他の物品で電話異性紹介営業の宣伝又は広告を目的とするもの（以下「宣伝文書等」という。）を公衆に表示する方法で配置してはならない。

3 風俗営業適正化法に定める場合を除くほか、何人も、青少年に宣伝文書等を配布してはならない。

4 公安委員会は、前三項の規定のいずれかに違反した者に対して、宣伝文書等の配布の停止又は広告物若しくは宣伝文書等の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

追加（平成八年条例四十一号）、一部改正（平成十二年条例五十六

号)、一部改正・旧十七条の八線上(平成十三年条例六十号)
 (営業の停止)

第十七条の七 公安委員会は、電話異性紹介営業を営む者又はその代理人、 사용자その他の従業者が当該電話異性紹介営業に關し、第十三条、第十五条第一号若しくは第二号又は第十七条の三から第十七条の五までの規定に違反する行為をしたときは、当該営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定め、当該電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

追加(平成八年条例四十一号)、一部改正(平成十二年条例五十六号・八十九号)、一部改正・旧十七条の九線上(平成十三年条例六十号)

(聴聞の特例)

第十七条の八 知事は、第十一条第四項の規定により自動販売機等取扱業者に対して、その営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、山形県行政手続条例(平成八年三月県条例第九号、以下「手続条例」といふ。)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の規定により聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の規定による聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

追加(平成八年条例四十一号)、一部改正(平成十年条例十三号)、一部改正・旧十七条の十線上(平成十三年条例六十号)

(諮問)

第十八条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(一) 第七条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の規定による指定をしようとするとき。

(二) 第八条第二項又は第十条第二項の規定により規則を定めようとするとき。

(三) 第八条第二項第三号の規定による団体の指定又は当該団体の指定の取消しをしようとするとき。

(四) 第八条の二第三項、第九条、第九条の二第三項、第十条の三第三項、第十条の四第四項又は第十一条第三項若しくは第四項の規定による命令をしようとするとき。

(五) 第十六条の規定による取消しをしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により山形県青少年健全育成審

議会の意見を聴かないで指定、命令又は取消しをしたときは、その旨を山形県青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

一部改正(平成十年条例十三号)

第三章 山形県青少年健全育成審議会

(設置)

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

(組織)

第二十条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

第二十条の二 委員は、青少年の健全な育成に關し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(専門委員)

第二十条の三 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に關し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第二十一条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二十二條の二 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第二十三条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

一部改正(平成八年条例六号)

(会長への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第四章 補則

(立入調査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(一) 興行が行われている場所

(二) 図書類等の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所

(三) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所

(四) 図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所

(五) 遊技営業等の場所

この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において興行が行われている場所、図書類等の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所、広告物の広告主若しくはその管理者の営業の場所又は図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 知事又は公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察職員に、無店舗型電話異性紹介営業の営業所、電話異性紹介営業利用カードの販売所又は電話異性紹介営業利用カードが収納されている自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

3 前二項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限を行使する職員又は警察職員は、規則又は公安委員会規則で定めるところにより、その

身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正（平成八年条例四十一号・十年十三号・十三年六十号）
（委任）
第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第二十七条 第十三条第一項又は第二項の規定に違反した者は、

二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（一）第十三条の二の規定に違反した者

（二）第十三条の規定に違反した者は、三〇万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
（一）第七条第二項、第八条第五項、第十条第四項、第十一条第一項、第十三条第三項、第十四条の二第一項、第十七条の三又は第十七条の五の規定に違反した者

（二）第九条、第九条の二第三項、第十条の三第三項、第十条の四第四項又は第十一条第三項の規定による命令に違反した者

（三）第十七条の四第一項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
（一）第七条第三項、第十条の三第四項、第十二条第一項から第三項まで又は第十四条第二項の規定に違反した者

（二）第八条の二第三項又は第十七条の六第四項の規定による命令に違反した者
（三）第十条の三第一項若しくは第二項若しくは第十七条の四第二項の規定に違反して届出書を提出せず、又は第十条の三第一項若しくは第二項若しくは第十七条の四第二項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

（四）第二十五条第一項又は第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の資料を提出した者

6 第十三条、第十三条の二又は第十五条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第四項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一部改正（平成三年条例六十七号・八年四十一号・十年十三号・十二年八十九号・十三年六十号）
第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

一部改正（平成十年条例十三号）
第二十九条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。
附則
この条例は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年十二月二十七日条例第三十六号）
1 この条例は、公布の日から施行する。

2 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）附則第三条第一項に規定する者が、同項の規定により引き続き同法第二条第一項に規定する貸金業を営むことができる場合において、その者を改正後の第十二条第一項に規定する貸金業者とみなして、同項及び同条第四項の規定（同条第一項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。

附則（平成三年十二月二十日条例第六十七号）
この条例は、平成四年四月一日から施行する。
附則（平成七年十二月十九日条例第五十一号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月二十二日条例第六号抄）
（施行期日）
1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。
附則（平成八年十月十五日条例第四十一号）
（施行期日）
1 この条例は、平成九年二月一日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業（改正後の第三条第七号に規定するものをいう。以下同じ。）を営んでいる者については、平成九年二月一日（以下「施行日」という。）から同月二十八日（その日前に改正後の第十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第十七条の三第一項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者が施行日から平成九年二月二十八日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業については、その提出した日の翌日から（当該営業が改正後の第十七条の三第一項の規定によりテレホンクラブ等営業を営んではならないこととされる区域（以下「営業禁止区域」という。）において営まれるときは、その提出した日の翌日から平成十一年一月三十一日までの間）、改正後の第十七条の二第一項（当該営業が営業禁止区域において営まれるときは、同項及び改正後の第十七条の三第一項）の規定は、適用しない。

4 附則第二項に規定する者が施行日から平成九年二月二十八日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係るテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、同条第二項の規定の適用については、同条第一項の届出書を提出した者とみなす。

5 附則第二項に規定する者（営業禁止区域以外の区域においてテレホンクラブ等営業を営む者に限る。）が施行日から平成九年二月二十八日までの間に当該テレホンクラブ等営業について改正後の第十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る営業を営んでいる者は、改正後の第十七条の三第二項の規定の適用については、改正後の第十七条の二第一項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなす。

6 この条例の施行の際現に自動販売機によりテレホンクラブ等利用カード（改正後の第三条第八号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者については、施行日から平成九年二月二十八日（その日前に改正後の第十七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び改正後の第十七条の七の規定は、適用しない。

7 前項に規定する者が施行日から平成九年二月二十八日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第十七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納については、その提出した日の翌日から（当該自動販売機が改正後の第十七条の七の規定により自動販売機へのテレホンクラブ等利用カードの収納が禁止されている場所（以下「収納禁止場所」という。）に設置されている自動販売機であるときは、その提出した日の翌日から平成九年四月三十日までの間）、同項（収納禁止場所に設置されている自動販売機にテレホンクラブ等利用カードを収納する場合にあっては、同項及び改正後の第十七条の七）の規定は、適用しない。

8 附則第六項に規定する者が施行日から平成九年二月二十八日までの間に当該自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売について改正後の第十七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合における当該届出書に係る自動販売機によるテレホンクラブ等利用カードの販売をしている者は、同条第二項の規定の適用については、同条第一項の届出

書を提出した者とみなす。

9 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、施行日から平成九年四月三十日までの間は、改正後の第十七条の八第一項の規定は、適用しない。

附則（平成十年三月二十四日条例第十三号）

1 この条例は、平成十年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機により改正後の第九条の二第一項に規定する図書類等を販売し、又は貸し付けている者についての改正後の第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該自動販売機等により販売又は貸付けを開始しようとする日の十日前までに」とあるのは、「平成十年七月三十一日までに」と、「開始しようとする年月日」とあるのは、「開始した年月日」とする。

附則（平成十年十月十六日条例第五十一号）

この条例中第一条の規定は平成十年十一月一日から、第二条の規定は平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月二十一日条例第七号抄）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年七月十八日条例第五十六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の八第一項の改正規定及び次項の規定は、平成十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十二年十月一日において山形県青少年保護条例第三条第七号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営む者が現に掲出し又は表示している改正前の第十七条の八第一項ただし書に規定する広告物で、ネオンサイン若しくは明滅する電光により表示されるもの又は改正後の第十七条の八第一項ただし書に規定する規則で定める広告物に該当するものについては、同年十二月三十一日までの間は、同項の規定は、適用しない。

3 改正後の第十七条の九第一項第六号の規定は、テレホンクラブ等営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者がこの条例の施行の日以後に当該テレホンクラブ等営業に関し児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪に当たる違法な行為をした場合について適用する。

附則（平成十二年十二月二十二日条例第八十九号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年十二月二十一日条例第六十号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成十四年規則第九号で、平成十四年四月一日から施行）

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の山形県青少年保護条例（以下「旧条例」という。）第十七条の二第一項の届出書を提出して旧条例第三条第七号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいた者で、この条例の施行前にテレホンクラブ等営業を廃止し、又は旧条例第十七条の二第一項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、テレホンクラブ等営業の営業所の名称に限る。）に変更があったものに係る同条第二項の届出書の提出については、なお従前の例による。

3 旧条例第十七条の三第一項及び第三項並びに第十七条の九の規定は、平成十三年四月一日において現に旧条例第十七条の二第一項の届出書を提出してテレホンクラブ等営業を営んでいた者の当該営業については、なおその効力を有する。この場合において、テレホンクラブ等営業と第一条の規定による改正後の山形県青少年保護条例（以下「新条例」という。）第三条第八号に規定する電話異性紹介営業は同一のものとみなす。

4 この条例の施行の際現に電話異性紹介営業利用カード（新条例第三条第九号に規定するものをいう。以下同じ。）を販売している者の当該販売については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一月を経過する日（その日前に、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第十七条の四第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する者が施行日から一月を経過する日までの間に同項に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第十七条の四第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売については、その提出した日の翌日から、新条例第十七条の四第一項の規定は、適用しない。

6 附則第四項に規定する者が施行日から一月を経過する日までの間に当該電話異性紹介営業利用カードの販売について、公安委員会規則で定めるところにより、新条例第十七条の四第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出した場合における当該届出書に係る電話異性紹介営業利用カードの販売をしている者は、同条第二項の規定の適用については、同条第一項の届出書を提出した者とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 施行日以後における山形県青少年保護条例の一部を改正する条例（平成八年十月県条例第四十一号）（附則の規定の適用については、これらの規定中「テレホンクラブ等営業」とあるのは

「電話異性紹介営業（山形県青少年保護条例第三条第八号に規定するものをいう。）」と、「テレホンクラブ等利用カード」とあるのは「電話異性紹介営業利用カード（山形県青少年保護条例第三条第九号に規定するものをいう。）」とする。

附則（平成十七年七月八日条例第七十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月二十二日条例第二十四号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、（中略）第四条から第六条までの規定は同年十月一日から施行する。

附則（平成十九年三月十六日条例第二十六号）

この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成十九年規則百十一号で平成十九年十二月十九日から施行）

附則（平成二十年十二月十九日条例第五十八号）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。